ロ　イに掲げる場合以外の場合　助成対象経費の二分の一に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

5　前項第一号に該当する事業主が、同項の生涯現役起業支援コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、同項の規定により支給した額の総額に四分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

6　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（以下この項において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ　移住者採用計画の期間（ニにおいて「計画期間」という。）内に、一人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ニ　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するＵＩＪターンコース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　ロの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　移住者採用計画に基づく募集及び採用に要した経費（人件費を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

2　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　同意雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域をいう。以下この項において同じ。）において事業所を設置し、又は整備する事業主

(2)・(3)　（略）

ロ～ト　（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

2　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　同意雇用開発促進地域において事業所を設置し、又は整備する事業主

(2)・(3)　（略）

ロ～ト　（略）